

(職業家庭両立課関係)

(職業家庭両立課関係)

1. 緊急サポートネットワーク事業について

(1) 背景・目的

労働者が育児等をしながら働き続けることを可能にするためには、病気、あるいは病気回復期にあり、集団保育になじまない子どもの預かりや、急な出張等の際の宿泊を含む子どもの預かり等、育児等に係る臨時の、突発的、専門的なニーズへの確実な対応が強く求められているところである。

本事業では、労働者の育児等に関する緊急のニーズに対応するための事業を全国的に展開することにより、労働者が安心して育児等をしながら働き続けることができる環境の整備を図り、両立支援の促進、雇用の安定等を図ることを目的とするものである。

(2) 事業の内容（例示）

- ① 利用者拡大のための周知広報
- ② 看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の緊急対応可能な者を緊急サポートスタッフとして開拓、登録
- ③ 労働者等からの臨時のニーズ等に対応するための緊急サポートスタッフのマッチング
- ④ 関係機関等による情報交換、連携の実施
- ⑤ 適切なサポート技能の確保のための緊急サポートスタッフに対する研修

(3) 事業の展開にあたって

事業の実施については、公募の上、本年度は26団体に委託しているところである。また、来年度については、先般公募を行ったところである。今後も、必要に応じ再度公募を行うことも考えているので、より多くの団体から応募いただけけるよう、各都道府県におかれでは、広く事業を周知いただくとともに、事業を実施する団体と連携を図り、事業の円滑な実施に御協力をいただくようお願を申し上げる。

2. 次世代育成支援対策の推進について

(1) 一般事業主行動計画の策定状況

我が国において急速に少子化が進行する中、集中的・計画的に次世代育成支援に取り組むため、地方公共団体及び企業等が次世代育成支援に関する行動計画を策定し、それに基づき取組を進める枠組みを整備した次世代育成支援対策推進法が、昨年4月より全面施行されたところである。中でも、企業の行動計画については、策定・届出が義務づけられている301人以上の企業のうち、昨年末時点で97%が既に届出済みと、概ね100%を達成しているところである。

(2) 中小企業における行動計画策定・実施の推進

今後は、策定・届出が努力義務となっている300人以下の企業に対して、全国89カ所指定している次世代育成支援対策推進センターの活用などにより、計画の策定・届出に向け積極的な働きかけを行うこととしている。

各都道府県におかれても、都道府県労働局や次世代育成支援対策推進センター、市町村との連携を図りながら、関連法制度等の広報・啓発等の取組を進めていただきたい。

3. ファミリー・サポート・センター事業について

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業については、次世代育成支援対策交付金による主な支援事業の1つとして、その設置促進を行っているところである。

ファミリー・サポート・センター事業については、地域における子育て支援として今後もニーズが高まるものと考えられる。センターのより一層の設置促進に向けて、管内市区町村に対し周知等行っていただきたい。

4. 生活塾について

子育てを終えた主婦や高年齢退職者等が子どもを預かり、挨拶などの基本的生活習慣を身につけさせることなどを支援する取組を「生活塾」として、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センター、放課後児童クラブなどの事業の中で普及を図ることとしているので、ご承知おき頂きたい。